

食品安全委員会第 278 回会合議事録

1. 日時 平成 21 年 3 月 19 日（木） 14:00～15:20

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・添加物 3 品目

① 2-エチル-5-メチルピラジン

② 5, 6, 7, 8-テトラヒドロキノキサリン

③ 3-メチル-2-ブタノール

(厚生労働省からの説明)

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

・「イソチアニル」に関する意見・情報の募集について

・「スピロテトラマト」に関する意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・農薬「トリフルスルフロンメチル」に係る食品健康影響評価について

・農薬「ピラクロストロビン」に係る食品健康影響評価について

・農薬「ボスカリド」に係る食品健康影響評価について

・かび毒「総アフラトキシン（アフラトキシン B1, B2, G1 及び G2）」に係る食品健康影響評価について

(4) 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を実施した農薬の適用拡大等、並びに動物用医薬品の再審査及び対象動物の追加等に係る取扱いについて

(5) 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件について

(6) 食品安全モニターからの報告（平成 21 年 1 月分）について

(7) その他

4. 出席者

(委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(説明者)

國枝基準審査課長

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、角田勸告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

5. 配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 「2-エチル-5-メチルピラジン」、「5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリン」
及び「3-メチル-2-ブタノール」の添加物指定並びに規格基準の設定に関
する食品健康影響評価について

資料 2 - 1 農薬専門調査会における審議状況について〈イソチアニル〉

資料 2 - 2 農薬専門調査会における審議状況について〈スピロテトラマト〉

資料 3 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
〈トリフルスルフロンメチル〉

資料 3 - 2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
〈ピラクロストロビン〉

資料 3 - 3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ボスカリド〉

資料 3 - 4 かび毒に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
〈総アフラトキシン（アフラトキシンB1, B2, G1及びG2）〉

資料 4 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を実施した農薬の適用拡
大等、並びに動物用医薬品の再審査及び対象動物の追加等に係る取扱い
について

資料 5 「食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補に関する審議
結果についての御意見・情報の募集」結果について

資料 6 食品安全モニターからの報告（平成21年1月分）について

6. 議事内容

◆見上委員長 ただ今から食品安全委員会第278回会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省から國枝基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、お手元でございます「食品安全委員会（第278回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は11点ございます。

資料1-1が食「品健康影響評価について」。

その関連資料として資料1-2。

資料2-1及び2-2が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料3-1から3-3までが「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料3-4が「かび毒に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料4が「食品安全委員会において既に食品健康影響評価を実施した農薬の適用拡大等、並びに動物用医薬品の再審査及び対象動物の追加等に係る取扱いについて」。

資料5が「『食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補に関する審議結果についての御意見・情報の募集』結果について」。

資料6が「食品安全モニターからの報告（平成21年1月分）について」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
--

◆見上委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

最初に、「（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。

資料1-1にありますとおり、厚生労働大臣から、3月12日付けで、添加物3品目について、食品健康影響評価の要請がありました。

厚生労働省の國枝基準審査課長から説明がありますので、よろしく願いいたします。

◆國枝基準審査課長 厚生労働省の基準審査課の國枝でございます。それでは、資料1-2に基づいて御説明します。

「2-エチル-5-メチルピラジン」、「5, 6, 7, 8-テトラヒドロキノキサリン」及び「3-メチル-2-ブタノール」の添加物指定並びに規格基準の設定に関する食品健

康影響評価のお願いでございます。

「経緯」としましては、厚生労働省では、平成 14 年 7 月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会における了承事項に従いまして、JECFA で国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲内で安全性が確認されており、かつ、米国及び EU 等で使用が広く認められているもの、いわゆる国際汎用添加物につきましては、企業などからの要請を待つことなく、国自らが指定に向けた検討を開始する方針を示しているところでございます。

今般、この条件に該当する品目として、「2-エチル-5-メチルピラジン」外 2 品目について評価資料がまとまったことから、食品添加物としての指定等の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品健康影響評価を依頼したものでございます。

「各品目の概要」ですが、まず、「2-エチル-5-メチルピラジン」ですが、これはローストナッツの加熱香気を有し、緑茶、ポテトチップなどの食品中に存在し、また、アスパラガス、牛肉、豚肉、エビなどの加熱調理、コーヒー、ピーナッツ、カカオ等の焙煎により生成する成分でございます。

欧米においては、焼菓子、アイスクリーム、清涼飲料、肉製品等の加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されております。

次に、「5, 6, 7, 8-テトラヒドロキノキサリン」ですけれども、これはローストナッツ様の加熱香気を有し、パン、ココア、コーヒー等の食品中に存在し、また、ヘーゼルナッツ、ピーナッツ、ゴマなどの焙煎により生成する成分です。

欧米では、清涼飲料、スープなどの加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されております。

最後ですが、「3-メチル-2-ブタノール」、これはカラバッシュナツメグ、ぶどう、ムール貝等の食品に含まれている成分です。

欧米では、焼菓子、清涼飲料、アルコール飲料、冷凍乳製品など、様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されております。

「今後の方向」ですけれども、食品安全委員会での御評価を受けた後は、薬事・食品衛生審議会において、これらの食品添加物としての指定の可否及び規格基準の設定について検討することとしております。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしくお願いいたします。

どうぞ。

◆野村委員 「経緯」のところに書いてある、JECFAなどで評価が終了して、なおかつ国際汎用となっているものというのは、あとどのくらいあるか分かりますか。

◆國枝基準審査課長 今回の香料の関係といたしましては、リスティングしているのが54品目です。既に指定済みのものが15品目、食品安全委員会の御評価をいただいた後、厚生労働省の方の薬事・食品衛生審議会の食品衛生分科会で終了したものが7品目、それから添加物部会で審議が終了したものが1品目。それから、食品安全委員会の方に依頼したものが、今回の3品目を入れて6品目、残りがまだ厚生労働省の方で準備中のもので25品目ということになっております。

◆見上委員長 よろしいですか。

◆野村委員 はい。

◆見上委員長 外に何かございますか。よろしいですか。

どうもありがとうございました。本3件につきましては、添加物専門調査会において審議することといたします。國枝課長どうもありがとうございました。

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(2) 農薬専門調査会における審議状況について」でございます。本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されています。

事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料2-1と2-2に基づいて御説明いたします。

まず、資料2-1、「イソチアニル」の評価書(案)でございます。

評価書(案)の3ページ、「審議の経緯」に記載がございますように、今回の評価の要請につきましては、2008年8月、農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡がございまして、これを受けまして、昨年10月でございますが、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

5 ページの「開発の経緯」に記載がございますように、イソチアニルは、イソチアゾール系の殺菌剤でございます。稲いもち病に防虫効果を示すとされております。

作用機構でございますが、植物自身の持ついもち病菌に対する防御機能を活性化する薬剤とされております。

「安全性に係る試験」の概要につきましては、6 ページ以降に記載がございます。概略を御説明いたしますが、まず、「動物体内運命試験」につきましては、ラットなどを用いて検討がされております。ラットにおきましては、体内吸収率が 72.5% から 85.9% と算出をされております。

また、Tmax でございますが、6 ページの「表 1」に記載がございますように、比較的早く Tmax に達するということでございます。吸収されますと、肝臓それから腎臓に高く分布をするという傾向のある農薬でございます。

代謝につきましては、イソチアニルのラットにおける主要代謝経路は、フェニル基の水酸化、アミド結合の加水分解、それからグルクロン酸並びに硫酸抱合というふうに考えられております。

排泄の方でございますが、11 ページの「表 5」を御覧いただきたいと思っております。本農薬の主要代謝経路は胆汁中ということになっておりまして、四十数% から六十数% という排泄率となっております。

その外の代謝経路としては、尿中排泄が主なものということでございます。

それから、「植物体内運命試験」につきましては、水稻を用いまして、土壌表面処理による試験が実施されております。

「表 6」にお示しいたしますように、基本的には可食部への移行というものは少ないと考えられております。吸収されますと、広範な代謝を受けまして、低分子化合物又はグルコース分子として取り込まれるということが分かっております。

「作物残留試験」でございますけれども、16 ページに、試験成績がまとめられているところでございます。

イソチアニルそれから代謝物につきまして測定結果が示されておりますけれども、先ほど申し上げたとおりに移行性は少ないという結果となっております。

毒性につきましては、18 ページの「急性毒性試験」の結果以降に示されているところでございます。本農薬の毒性の特徴を申し上げますと、20 ページの「表 18」でございますが、ラットの 90 日間亜急性毒性試験で認められた毒性所見を見ますと、まず、肝臓に毒性の所見が出ております。

また、高用量になりますと、前胃境界部粘膜上皮過形成という特徴的な所見が出ているところがございます。

また、21 ページの「表 20」には、イヌの亜急性毒性試験の成績がまとめられておりますが、イヌの場合も肝臓への毒性所見が中心となっております。

また、22 ページの「表 22」、1 年間のイヌの慢性毒性試験の結果を見ますと、肝臓、腎臓への毒性所見のほか、高用量になりますと血液にも毒性の所見が認められるというところがございます。

23 ページからは、発がん性試験の結果がまとめられております。ラットを用いました 2 年間の発がん性試験、それから、マウスを用いました 18 か月間の発がん性試験、いずれも発がん性は認められなかったという結果でございます。

「生殖発生毒性試験」の結果でございますが、ラットを用いました 2 世代繁殖試験の結果におきましては、繁殖能に対する影響というのが認められなかったということでございます。

26 ページの方にまいりますと、ラットあるいはウサギを用いました発生毒性試験の成績がまとめられております。

ラットを用いました試験におきましては、胎児におきまして、100mg/kg 体重/日以上投与群で、骨化亢進を示す所見、あるいは逆に骨化遅延を示す所見というものが認められております。ただ、これらの所見につきましては、補足試験の検討によりまして、生後 21 日までに回復が認められる。また、生後 70 日までの児動物の生育に影響が認められなかったことから、毒性所見とは考えられなかったという考察となっております。

また、ウサギを用いました発生毒性試験の結果におきましては、胎児におきまして 1,000mg/kg 体重/日投与群で低体重が認められております。

また、骨格変異といたしまして、全投与群で過剰肋骨の発生増加というものが認められたという結果でございましたが、実験施設の背景データの範囲内に収まっているということ。それから、対照群における発生頻度が低かったことに起因するものというふうに考察をされております。

「遺伝毒性試験」の成績につきまして、すべて陰性でございまして、イソチアニルに遺伝毒性はないものと考えられたという結論となっております。

28 ページからは、「その他の試験」ということで、先ほどラットに特徴的に見られました前胃細胞過形成の所見についての検討が行われまして、結論だけ申し上げますと、イソチアニル投与によりまして、前胃境界部粘膜上皮の細胞増殖活性が亢進をするという結果

が得られたということでございます。

以上のような試験成績を基にいたしまして、31 ページから「食品健康影響評価」がまとめられております。結論といたしましては、33 ページに記載がございますが、農薬専門調査会は、各試験で得られた無毒性量の最小値がラットを用いた 1 年間慢性毒性試験の 2.83 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.028mg/kg 体重/日を ADI と設定したという結論になっております。

続きまして、資料 2-2、「スピロテトラマト」について御説明をいたします。

評価書(案)の 4 ページに記載がございますように、今回の評価の要請につきましては、2008 年の 7 月、ばれいしょ、はくさい、トマトなどについて、インポートトレランス申請がございまして、これを受けまして、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

なお、昨年 11 月でございますが、たまねぎ、わた、マンゴー及びかんきつ類につきまして、追加のインポートトレランス申請がございました。

6 ページの「開発の経緯」に記載がございますように、スピロテトラマトは殺虫剤でございます。作用機構は昆虫のアセチル CoA カルボキシラーゼ阻害と考えられているものでございます。

「安全性に係る試験の概要」は、7 ページ以降にまとめられております。

まず、「動物体内運命試験」でございますが、ラットなどの動物を用いまして検討が行われております。ラットにつきましては、吸収率は 87.9%以上と計算をされているところでございます。

また、吸収は速やかでございますが、Tmax には 8 ページの「表 1」に記載のとおり、速やかに Tmax に達するというところでございます。

また、分布でございますが、吸収されますと、腎臓、肝臓に高く分布をする傾向のあるものでございます。

9 ページには、代謝物の同定・定量の結果がまとめられております。ラット体内におけます主要代謝経路は、アザスピロデセニル環側鎖の炭酸エステル結合の開裂を受けまして、M1 に変換をされ、更に、O-脱メチル化によって、M2 へ変換されると推定されているところでございます。

排泄につきましては、10 ページの「表 5」に記載がございますように、90%以上のものが尿中に排泄されるということでございます。

なお、M5 という代謝物、それから M1 グルコシドという代謝物につきましても、体内動

態試験が実施されているところでございます。

さらに、畜産動物といたしまして、12 ページ以降でございますが、ヤギ、それからニトリを用いました試験が実施されているところでございます。

「植物体内運命試験」につきましては、りんご、レタス、ばれいしょ、わたを用いまして、検討がなされております。

「作物残留試験」の成績の概略につきましては、24 ページのところに記載がございますが、詳細は後ろの「別紙 3」というところで、非常に多くの作物残留試験が実施されているところでございます。

毒性試験につきましては、26 ページ以降にまとめられているところでございます。本農薬の毒性の特徴でございますけれども、28 ページの「表 22」に、ラットを用いました 90 日間の亜急性毒性試験の成績がまとめられております。肺胞マクロファージ集簇、それから、精巣への毒性の影響というものが特徴的な所見として出てまいります。

それから、慢性毒性試験になりますと、30 ページの「表 26」でございますけれども、肝臓に毒性の所見が出るという結果となっております。

発がん性試験でございますが、30 ページにはラットの試験成績、それから、31 ページにはマウスを用いた試験成績がまとめられておりますが、発がん性の方は認められなかったという結果となっております。

「生殖発生毒性試験」につきましては、31 ページ以降にまとめられております。ラットを用いた 2 世代繁殖試験の結果でございますけれども、6,000ppm 投与群の F1 の雄でございますけれども、1 例でございましたが、異常精子というものが増加をしたという結果が出ております。

全体としては、繁殖能に対する影響は認められなかったという考察になってございます。

発生毒性試験でございますけれども、ラットを用いた試験①と、33 ページには②ということで結果がまとめられております。

それぞれ高用量の投与群で、奇形の発生が認められております。ただ、これらの所見でございますけれども、対照群と比較いたしまして、統計学的な有意差がなく、群単位の発生率、それから母体単位の発生率が背景データの範囲内であったこと。

それから、認められている所見というのが、自然発生的に見られる非特異的なものであったということから、検体が、特異的な奇形を誘発するということを示すものではないと考えられたという考察となっております。

②につきましても同様の考察となっているところでございます。

一方で、ウサギを用いました発生毒性試験におきましては、奇形等の所見は認められていないということで催奇形性は認められなかったという結果となっております。

34 ページには、「遺伝毒性試験」の結果がまとめられております。染色体異常試験で、一部弱陽性という結果となっておりますが、結果につきましては、再現性が認められず、全体としてスピロテトラマトに遺伝毒性はないと考えられた結果です。

以上のような試験結果を基に、最終的な「食品健康影響評価」は 36 ページにまとめられております。ADI につきましては、各試験で得られた無毒性量の最小値がラットを用いた 2 年間発がん性試験の 12.5mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として安全係数 100 で除した 0.12mg/kg 体重/日を ADI と設定したという結論となっております。

以上、2 品目につきましては、本委員会終了後、4 月 17 日までの 30 日間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がありましたらよろしくお願いたします。

どうぞ。

◆本間委員 2 番目の説明のものですけれども、「審議の経緯」を拝見いたしますと、インポートトランス申請というのは 2 回やられて、大変期待の大きい、広い農薬なんだろうという気がいたしますが、これは 3 回目、4 回目という手続が同じようになり、そういう繰り返しは何ら問題ないわけですね。

◆北條評価課長 今、追加で、この点の申請があるかどうか把握しておりません。ただ、対応については若干の簡素化が図れるかと思っております。

◆本間委員 手続的には新しくやるたびに出してきて。

◆北條評価課長 一応そういうことでございます。

◆本間委員 承知いたしました。

◆見上委員長 外に何かございませんか。よろしいですか。インポートトレランスは2回目というのは、本間先生のおっしゃるとおりなんですけれども、「別紙3」を見ると、相当の種類で植物のデータが出ているということで、まだ、多分来る可能性がありますね。なぜちよろちよろ来るのか不思議ですね。

◆本間委員 例えば、植物学的に同じ分類に属するものであれば、自分たちで判断するか、何かそういう既にデータがあるとき、承認の仕方の拡大の仕方というのはあり得るんですかね。

◆見上委員長 その件に関して、評価課を中心にいろいろやっていますので、多分インポートトレランスに関しても、将来もしかしたらいいかもしれません。今日、これからまた外のディスカッションがありますけれども、そういうときによく聴いてください。

外に何かございませんか。よろしいですか。

それでは、本2件については、意見・情報の募集の手続きに入ることといたします。

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。農薬3品目及びかび毒1案件に係る食品健康影響評価については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、まず、農薬3品目について事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料3-1から3-3に基づいて御説明いたします。

まず、資料3-1、「トリフルスルフロンメチル」の評価書でございます。トリフルスルフロンメチルは除草剤でございます。3ページの「審議の経緯」にお示ししておりますが、本農薬につきましては国内登録はございません。2005年11月、ポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準が設定されていたところでございます。

今回の評価の要請は、2008年3月、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請がございました。基本法24条2項に基づく評価の要請でございます。

評価書(案)につきましては、2月5日から3月6日まで、国民からの御意見・情報の募集を行いました。結果は最後のページに記載がございますように、期間中に御意見・情

報はございませんでした。したがって、専門調査会の評価結果をもちいまして、関係機関に通知をしたいと考えているところでございます。

資料3-2、「ピラクロストロビン」でございます。評価書の3ページを御覧いただきたいと思っております。

この農薬につきましては、既に食品安全委員会におきまして評価をいただいているところでございます。今回の評価要請は「第2版関係」でございます。2008年10月、農林水産省より厚生労働省へ適用拡大、かきとうめとすももでございますが、その連絡がございまして、これを受けまして、昨年12月に、厚生労働大臣より、残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

農薬専門調査会幹事会におきまして、御審議いただきまして、本日、評価書の提出がされているところでございます。

また、適用拡大ということでございまして、追加をいたします作物につきましては、残留試験の成績が追加されているということでございまして、それ以外の安全性に係る追加の試験成績というものはございません。

したがって、このものにつきましては、パブリックコメントの手続をせず、そのまま関係機関の方へ通知をしたいと考えているところでございます。

資料3-3、「ボスカリド」でございます。ボスカリドは殺菌剤でございます。3ページの「審議の経緯」を御覧いただきたいと思っておりますが、このものにつきましても、既に食品安全委員会の御評価を2度いただいているところでございます。

今回の評価の要請は、4ページ、「第3版関係」ということで記載がございますように、昨年10月でございますが、農林水産省からししとう、かき、うめ、すももなどの適用拡大の申請がございまして、これを受けまして、厚生労働大臣より、残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

また、併せまして、セルリー、大麦につきましても、インポートトレランス申請というものも追加で行われているというものでございます。

このものにつきましても、安全性に係る追加的な試験成績というのは提出されておられません。したがって、前回の評価結果を用いまして、関係機関の方に通知をしたいと考えているものでございます。

いわゆるパブリックコメントの手続を行わず、関係機関の方へ通知をしたいと考えているものでございます。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしくお願ひします。

よろしいですか。

それでは、「ピラクロストロビン」及び「ボスカリド」につきましては、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますけれども、「トリフルスルフロンメチルの一日摂取許容量を0.024mg/kg体重/日と設定する。」、「ピラクロストロビンの一日摂取許容量を0.034mg/kg体重/日と設定する。」、「ボスカリドの一日摂取許容量を0.044mg/kg体重/日と設定する。」ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、続きまして、かび毒1案件について説明をお願いします。

◆北條評価課長 資料3-4に基づいて御説明をいたします。

「総アフラトキシン(B1、B2、G1及びG2)」に係る食品健康影響評価の評価書でございます。

5ページの「審議の経緯」に記載がございますように、2008年9月に、厚生労働大臣から評価の要請がございました。

かび毒・自然毒等専門調査会におきまして、2回御審議をいただきまして、その評価書(案)につきましては、本年2月5日から3月6日まで国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

結果でございますが、最後のページに記載がございますように、期間中に御意見・情報はございませんでした。

したがいまして、専門調査会の評価結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、かび毒・自然毒等専門調査会におけるものと同じ結論となりますけれども、そのポイントを要約しますと、「発がんリスクについては、体重1kg当たり1ng/日の用量で生涯にわたりアフラトキシンB1に経口暴露したときの肝臓がんが生じるリスクとして、B型肝炎ウイルス表面抗原陽性者では0.3人/10万人/年、陰性者では0.01人/10万人/年となる。汚染実態調査の結果、BGグループの汚染率が近年高くなる傾向が見られていることを考慮すると、落花生及び木の実について、発がんリスク及び実行可能性を踏まえて適切に総アフラトキシンの基準値を設定する必要がある。」ということになると思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(4) 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を実施した農薬の適用拡大等、並びに動物用医薬品の再審査及び対象動物の追加等に係る取扱いについて

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(4) 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を実施した農薬の適用拡大等、並びに動物用医薬品の再審査及び対象動物の追加等に係る取扱いについて」でございます。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料4に基づいて御説明いたします。

食品安全委員会の改善方策の一環といたしまして、食品安全委員会における審議の効率化についての事務局からの御提案でございます。

先ほどの資料3で審議をお願いした案件にもございましたように、現在、農薬の適用拡大につきましては、農薬専門調査会の幹事会におきまして審議をお願いいたしまして、その結果につきまして、食品安全委員会で再び審議を行うという手続を執っているところでございます。この手続につきまして、簡素化をお願いしたいところでございます。

具体的に申し上げますと、1ページに記載がございますように、委員会におきまして既に評価を実施した農薬につきまして、適用拡大などに係ります評価の要請が行われた場合、委員長が指名する委員と事務局の方で、安全性が懸念される新たな科学的知見があるかどうかということを、まず、確認する。

2つ目のところにまいりますが、安全性が懸念される新たな科学的知見がないと判断された場合には、専門調査会における調査審議を行わず、委員会における調査審議により、当該農薬に係る評価書を改定し、評価の結果を通知する。

3つ目でございますが、国民からの意見・情報の募集につきましては改めて行うこととしない。

このような手続を行うことによりまして、専門調査会による審議を省略することにより、食品安全委員会の審議の全体の効率化を図るということでございます。

同様に、2ページ目でございますけれども、動物用医薬品の審議についても、再審査それから対象動物の追加等に係る評価の要請についてもお願いをしたいと考えているところでございます。

「1. 新たな知見の確認」に記載をしてございますように、動物用医薬品の評価につきましても、既に評価を実施したものにつきましては、再審査のための評価要請、それから対象動物の追加等により、効能・効果、用法・用量の変更に伴う評価の要請につきましては、先ほどの農薬と同様に審議の簡素化を図りたいと考えているところでございます。

すなわち、このようなもの場合には、安全性が懸念される新たな知見がないと判断されたときには、専門調査会における調査審議を行わず、委員会における調査審議により、当該動物用医薬品に係る評価書を改定し、評価の結果を通知する。

また、国民からの意見・情報の募集については、改めて行うこととしないと、このような取扱いでございます。

なお、事務局からの御提案につきまして、もし、御了解がいただけましたら、最後の4ページでございます。

現在、農薬専門調査会の諮問のうち、適用拡大に係るものでございますが、今年の1月20日でございますけれども、4ページに記載のように、5品目の要請のものが今、審議中の状態にあります。できましたならば、今回の取扱いによりまして、5つの品目によりまして審議の簡素化をお願いしたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

◆見上委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問はございますか。

どうぞ。

◆長尾委員 最後に紹介があったのを見ますと、5つ同時に依頼が来ていますけれども、今後、もし我々はこれでいいということになると、かなり増えそうなんではないでしょうか。

◆北條評価課長 厚生労働省の方に回答をお願いしたいと思います。

◆見上委員長 國枝さん、何か特別に。

◆國枝基準審査課長 ポジティブリストを導入いたしまして、現在、カバーされる農薬等はトータルで814となっています。新規のもの、それから新たに適用を拡大するものの母数が基本的に大きくなってまいります。このような改善をしていただければ、非常に助かると思います。

◆長尾委員 大した話ではないですけれども、これでOKを出せば、これもうちの処理の件数にはなるんですか。

◆見上委員長 当然そうなると思います。とにかく800-1×200、300近くありますから、植物の種類ですけれども、我々にとって天文学的な数字と思うんですけれども、一つひとつ5年以内にやれというのが、厚労省の命令ですから、大変な仕事を抱えているわけです。

ということで、この適用拡大の件につきましては、何か御意見は外にございませんか。

◆廣瀬委員 ついでに1つ、適用拡大の申請の場合には、ほとんど新しいデータは付いてこないと考えてよろしいでしょうか。

◆國枝基準審査課長 作物残留等の試験データは付いてまいります。また、それ以外に新たに安全性のような知見があれば、当然付けていただくことになると思います。

◆見上委員長 ということで、新たな知見、特に安全性に関わる新たな知見があった場合は、それは委員会で処理するか、しないか、まず見てから、農薬専門調査会に下ろすとか、幹事会に下ろすとか、そういうステップになるのではないかと考えております。北條さん、それでいいですね。

◆北條評価課長 はい。

◆見上委員長 どうぞ。

◆**野村委員** 2ページの「新たな知見の確認」のところの3行目です。「安全性が懸念される新たな知見」とありますけれども、新たな知見が出るというのは大変少ないというものの、安全性が懸念されるか否かというのは、委員会が判断するということになるわけです。しかし、これは、厚労省側の協力が得られないと、また大変だと思いますので、新たな懸念があるのか否かということについて審議しやすくしていただけるという方策が必要かなと思うんですけれども。

◆**北條評価課長** 新たな知見としては、通常は作物残留試験の成績でございますが、たまに1つには、動物を使った残留試験が追加されるケースがございます。

例えば、ある動物について、かなりたくさん残留するような傾向があるということがあった場合には、やはり残留したものの安全性について、検討が必要になるかもしれません。

それから、明らかに必要になるのは、例えば、新しい毒性試験が追加された場合です。そういうときは、当然、専門調査会における御審議をお願いすることになるということでございます。

◆**見上委員長** よろしいですか。適用拡大は、特に植物、新たな野菜が増えて、安全性が懸念されるような動物実験等のデータがない場合には、本委員会の方で処理するということだと思います。よろしいでしょうか。

どうぞ。

◆**本間委員** 実は、1つ前の議題で、例えば、アフラトキシンの毒素です。我々が承認しまして、これはやはり審議していたときに、ピーナッツとか、ある特定の作物の意識をどうしても持ちがちなんですけれども、この場合にはあらゆるものに適用し得ることになりますか。

◆**見上委員長** それは、北條さん、そうですね。そうですねという意味は、毒素を指定していますから、何々植物由来の毒素というふうには書いていないからね。毒素ですから、それでピーナッツからアーモンドに増えるとか、そういう話ではないと思います。いずれにしても毒素をあれする。

◆北條評価課長 いずれにしても、今回の評価の結果を受けて、これから厚労省の方で順次基準値を設けていくことになると思います。

◆見上委員長 よろしいですね。外に何かございますか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、本案を原案のとおり、当委員会として決定することといたします。また、現在、適用拡大のために評価依頼が行われている農薬であって、農薬専門調査会で、未審議の5品目については、本取り決めにに基づき、廣瀬委員及び長尾委員を中心に、新たに追加されたデータを確認し、安全性が懸念される科学的知見があるかを検討していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(5) 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(5) 食品案円委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件について」でございます。

本件につきましては、昨年12月18日の第267回食品安全委員会会合において、企画専門調査会から、自ら評価案件候補、「オクラトキシン」、「デオキシニバレノール及びニバレノール」並びに「食品中のヒ素」についての報告を受けて審議を行ったところでございます。

その結果、これら3つの案件候補について意見・情報の募集を行い、それを踏まえた上で、本委員会において最終的に自ら評価案件を決定することといたしました。

これを受けて、本年1月15日から2月13日まで御意見・情報の募集が実施されましたので、その結果について事務局から報告願います。

◆小平リスクコミュニケーション官 それでは、お手元の資料5に基づきまして、報告をいたします。

今、委員長が経緯を御説明しましたように、案件候補が3つに絞り込まれたということでございまして、1の(1)にありますように、1月15日から2月13日の間に、御意見・情報の募集を行いました。

(2)のところにありますように、それぞれ案件候補について、そして、意見・情報の

ポイントとしましては、それらの候補について自ら評価として実施する必要性を聞いてございます。必要性が高いか、必要性があるか、必要性がないかといった3段階についてきております。

それから、自ら評価を実施する際に、その手法とか考慮すべき点についての御意見や情報を聞いているという内容でございます。

(3)のところにありますように、この期間を通じまして、全体で19通の意見・情報があったのですが、それぞれの候補案件について見ますと、オクラトキシンについては18件、デオキシニバレノール及びニバレノールについては17件、食品中のヒ素については18件という内訳になってございます。

2番以降、それぞれの候補案件について、どのような意見が寄せられたかという主要なものを載せてございます。なお、詳細につきましては、3ページ、4ページに具体的な意見を載せておりますが、特に取り上げましたのは、評価に関連するところが深いというものにつきまして1ページ以降に整理してございます。

1ページの下の方ですけれども、まず、オクラトキシン。必要性が高いという御意見12件、必要性があるというのが6件、必要性がないというのはゼロでございました。

手法とか考慮すべき点につきましては、発がん性とか強い腎毒性を示すので評価を進めるべきだ。さらには、小麦とか大麦、コーヒー、とうもろこし等の汚染データを十分に入手して評価をしてほしい。あるいは特にコーヒーの場合、飲用する状態として評価を行うべきである。

2ページ目にまいります。最新の毒性データを評価するなど、国際的なリスク評価にも貢献できるような評価を期待したいということ。

また、ドイツなどでは、国民の血中濃度の調査を行っているので、日本でもそういった調査が、必要に応じて、特に血中濃度が高いグループの食事内容まで調査をして評価を進めていくことが望ましいのではないかとといった御意見がございました。

2番目としましては、デオキシニバレノール、ニバレノールでございます。必要性が高いというのが9件、必要性がある7件、必要性がない1件というのがございました。

この必要性がない1件というのは、理由としまして、「※」印でございますが、当業界の関心事項ではないという理由でございました。

手法や考慮すべき点のところですので、下痢等の消化器の症状を起こすので、評価を進めるべき。また、汚染データ等を十分に入手して進めてほしい。それから、最新データによって進めてほしい。

また、ニバレノールにつきましては、特に日本の状況を見ると、大変重要ではないかということで、EFSAの方の評価によっても、ニバレノールの毒性はデオキシニバレノールよりも高いと評価されているので、両化合物、デオキシニバレノールとニバレノールを併せて評価する必要があるといった意見が寄せられました。

3番目としましては、食品中のヒ素でございます。必要性が高いというのが12件、必要性があるというのが5件、必要性がないというのが1件ございましたが、先ほどと同じように、当業界の関心事項ではないという理由でございました。手法や考慮すべき点につきましては、ヒ素については、既に食品安全委員会の調査結果が蓄積されているので、それを活用すべきである。

あるいは、ヒ素は化学的形態によって毒性等が大分異なるので、そういった分析化学に詳しい専門家等に評価をお願いしたいといったこと。2つ目以降から3つぐらいの〇は、そんな内容かと思えます。

海外において、一番下にありますけれども、ヒ素を高濃度に含むような健康食品も確認されているので、健康食品にも焦点を当てて評価してほしいといった意見がございました。

参考までに5ページをお開きいただきたいんですけども、企画専門調査会で自ら評価の案件候補を絞り込んでくる段階で、かび毒、「番号」で言いますと、2番オクラトキシン、5ページの下の方に4番デオキシニバレノールにつきましては、かび毒・自然毒等専門調査会の御意見もそこで提出されておりました、2番目のオクラトキシンにつきましては、※印のところにかび毒の中では2番目ぐらいの優先順位ではないか。遺伝毒性については、もう少しデータが必要だといったコメントがかび毒・自然毒等専門調査会からあったということでございます。

6ページの上の方で、これはデオキシニバレノールについてですけども、「※」印のところ、かび毒の中では1番目に優先的に取り扱ったらどうかという意見。さらにはデオキシニバレノールとニバレノールを、2つ一括して評価をしたらどうかといったことがあるということをお紹介させていただきます。

私の方からは、以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたらよろしくお願いたします。

よろしいですか。

それでは、この意見・情報の募集結果を踏まえまして、自ら評価案件の取扱いについて

審議したいと思います。企画専門調査会の担当である長尾委員から御提案等がございましたら、どうぞよろしくお願いたします。

◆**長尾委員** それでは、私の方から2点提案したいと思います。

まず、1点目ですけれども、意見・情報の募集の結果、3つの案件候補は、いずれに關しても「国民への健康影響の程度から自ら評価を行う必要はない」という御意見はなかったので、3案件すべてを自ら評価案件として決定してはどうかということでございます。

第2点目ですけれども、かび毒の「オクラトキシン」と、「デオキシニバレノール及びニバレノール」の調査審議に關しましては、1つとして、意見・情報の募集の結果から、「オクラトキシン」により高い必要性が認められる意見が見られたものの、その差は小さいということです。

2点目ですが、5ページの「参考」に記述がありますように、かび毒・自然毒等専門調査会から「オクラトキシン」の遺伝毒性のデータの不足が指摘されております。

そのようなことから、「デオキシニバレノール及びニバレノール」から調査審議を開始してはということでございます。委員の皆様にご議論いただければと思います。

◆**見上委員長** 長尾委員、ありがとうございました。

それでは、御提案があった2点について御意見等ございましたら、どうぞお願いします。
廣瀬委員。

◆**廣瀬委員** 今の長尾委員の御提案には賛成いたします。

それに加えて、かび毒・自然毒等専門調査会を担当している私からも1つ提案したいことがあるのですけれども、よろしいでしょうか。

◆**見上委員長** 結構です。

◆**廣瀬委員** それは、かび毒の「オクラトキシン」についてなんですけれども、案件の候補名として、単に「オクラトキシン」と記載されておりますが、オクラトキシンには、調べてみると、同族体が10種類以上知られているということです。その中では、毒性や自然汚染の程度からかんがみて、オクラトキシンのAとBが重要視されているのが現状だと思います。

オクラトキシシン B の毒性プロファイルについては、まだ、十分解明されていないようなんですけども、in vitro の実験結果等を見ますと、オクラトキシシン A よりもかなり弱いと推定されております。

穀類における件出状況もオクラトキシシン B は、A の約 3 分の 1 から 10 分の 1 というような結果も得られている状況です。

また、JECFA、コーデックス、EFSA 等におけるリスク評価や感受状況を見ましても、オクラトキシシン A のみが対象になっております。

このように、実際に食品衛生上問題になりますのは、オクラトキシシン A と考えられますので、評価対象を明確にするためにも、現在の案件名を「オクラトキシシン A」とするのが適当ではないかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

◆見上委員長 どうも、貴重な御意見、ありがとうございました。今、廣瀬委員から提案があったように、オクラトキシシン A と評価対象を明確化することも含めまして御意見等ございましたらよろしく願いいたします。

どうぞ。

◆畑江委員 御提案に賛成いたします。

◆見上委員長 ありがとうございます。外に何かよろしいですか。

どうぞ。

◆野村委員 提案には賛成いたします。ただ、この物質は非常に食生活に広範に影響が及ぶと考えられますし、また、誤解を生むおそれが非常に多いものだと思います。

したがって、ちょっと早目ではありますけれども、いたずらな不安を招かないようにリスクコミュニケーションについては工夫をしてやっていただきたいと思います。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。この件に関して、本間先生、どうぞ。

◆本間委員 廣瀬委員の御意見でありますけれども、B はあまりデータがないという中でも、これは特段に当委員会でも、そこまで広げなくても特化した方がよろしいと、そういうふうな御判断なんですか。

◆**廣瀬委員** Bについて、いろいろ調べてみても、データがほとんど出てこないのが実情です。

例えばオクラトキシンAについては、ある程度、遺伝毒性の試験もあるんですけども、Bについては遺伝毒性のデータも非常に少ない。少ない中のデータを見てみても、遺伝毒性はないという結果があります。それから、毒性も弱いであろうと推定させていますし、検出状況もオクラトキシンAに比べれば、Bの方はなかなか検出されません。また、検出されたとしてもオクラトキシンAの3分の1から10分の1程度だというようなことが言われておりますので、まずAに絞って検討すべきではないか。

◆**本間委員** なるほど、やむを得ませんね。私は分からないのもやるのが、価値があるかなと思ったんですけども。

◆**見上委員長** そんなに一遍にやるといっても、そんなに急にできるわけではないから、ネクストタイムということで、よろしいですか。

◆**本間委員** はい。

◆**見上委員長** それでは、長尾委員及び廣瀬委員からの御提案については、委員の皆様方の御理解が得られたものと思います。

これまでの議論をまとめますと、「オクラトキシン」に関しましては、「オクラトキシンA」と評価対象を明確にした上で、3案件すべてを自ら評価案件として決定し、かび毒2件につきましては、「デオキシニバレノール及びニバレノール」から調査審議を開始することといたします。

また、「オクラトキシンA」と「デオキシニバレノール及びニバレノール」は、かび毒・自然毒等専門調査会で、また、「食品中のヒ素」は、化学物質・汚染物質専門調査会で調査審議を行うことでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

◆**見上委員長** それでは、そのように決定させていただきます。なお、調査審議に当たっては、意見・情報の募集で寄せられた「評価を実施する際の手法や考慮すべき点等」を参

考にして、計画的に調査審議を進めるようお願いいたします。

その外、事務局から調査審議を行うに当たって補足事項等がありましたらお願いいたします。

◆北條評価課長 先ほど長尾先生からの御提案、それから廣瀬先生のコメントの中にもございましたように、オクラトキシン A につきまして、遺伝毒性のデータがまだ不足しているという御指摘がございました。

これにつきましては、平成 19 年度から 3 年計画で厚生労働科学研究費を使いまして、今の検討が進められているというところでございます。

それから、他のかびにつきましても、かび毒については、これから食品安全委員会で持っております調査事業を活用いたしまして、資料を集めていきたいと考えております。

いずれにしましても、それぞれのかび毒の資料の整備状況、そういうものを見ながら、かび毒・自然毒等専門調査会の先生方とも進め方について御相談をさせていただきながら、段階的に評価を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、事務局において、ただ今決定された自ら評価の案件について、本日の議論をまとめて、ホームページで公表するように準備を進めてください。

また、各専門調査会に結果を報告するようお願いいたします。

(6) 食品安全モニターからの報告（平成 21 年 1 月分）について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(6) 食品安全モニターからの報告（平成 21 年 1 月分）について」、事務局から報告願います。

◆角田勸告広報課長 それでは、お手元の資料 6 に基づきまして、「食品安全モニターからの報告（平成 21 年 1 月分）について」御報告いたします。

食品安全モニターから 1 月中に 47 件の報告がございました。具体的な内容につきましては、2 ページを御覧いただきますと、1 の「リスクコミュニケーション関係」については、6 件報告されております。「消費者に対して、的確な食の安全についての啓発活動を行う

べきである」という御意見や、「食品安全委員会の業務内容が一般消費者に広まり、科学的な食品の安全性が理解されるよう、リスクコミュニケーションシステムの再構築を図りたい」という御意見がありました。

また、地域での活動を通じての御意見として、「中学校 PTA 主催の食の安全の講座で、簡単なアンケート調査を実施したのだが、食品安全委員会の知名度が予想以上に低いことが残念であった」という報告や、「親子 30 組に食品安全委員会の紹介や食品の安全について、『キッズボックス』の記事を取り上げて説明した。消費者の中にも意識の差があることを再認識した」という報告や、「遺伝子組換え体に関する講習会に参加した。GMO の現状、安全性評価の実際など、幅広い内容を知ることができ、大変有意義であった」という報告がありました。

これらに対しまして、「食品安全委員会では、国民の皆様には食品の安全性確保に関する知識や理解を深めていただくためには、リスクコミュニケーションが重要であるという認識の下、意見交換会等の開催やホームページなどによる情報提供をはじめ、パンフレットなどの発行、DVD ソフトなどを作成しています、3 ページの中ほどでございますが、「このような様々な媒体や機会を通じて、正確な情報の提供に努めているところですが、効果的な周知方法の検討や、学校教育において食品の安全性について基礎的な知識を学習できるよう、教育機関、関係団体等との連携を促進するなどの改善に積極的に取り組んでまいりたいと考えております」とコメントしております。

また、「遺伝子組換え作物について、食品安全委員会もより透明性ある運営に向けた、努力が必要ではないだろうか」という御意見がありました。

これに対しまして、「食品安全委員会では、委員会や遺伝子組換え食品等専門調査会を原則公開で開催し、議事録も原則公表しております。

遺伝子組換え食品については、意見交換会を実施するほか、育成講座においても講義を行うとともに、季刊誌や DVD ソフトを作成するなど、国民に対する正確で分かりやすい情報提供にも努めているところです。

今後も、より透明性のある運営ができるよう、リスクコミュニケーションの推進に努めてまいります」とコメントしております。

2 の「食品添加物関係」については、1 件報告されており、「亜硝酸ナトリウムについて、食肉や魚卵・魚肉等に含まれるアミンと結合し、強い発がん物質が生じると言われている。早急に禁止してもらいたい」という御意見がありました。

これに対しまして、厚生労働省からのコメントを掲載しております。

5 ページでございますが、3 の「かび毒・自然毒関係」については1 件報告されており、「佐賀県提案の独自の養殖法による『養殖トラフグの肝』が『処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるフグの部位』に認められなかったと聞く。毒化機構が未解明で被験数が少ないとの理由のようだが、はなはだ疑問である」という御意見がございました。

これに対しまして、「食品安全委員会は、厚生労働省から、特定の方法により養殖されるトラフグの肝の可食化に関する安全性について、リスク評価の要請を受けました」として、提案者の主張と、これに対するかび毒・自然毒等専門調査会における審議結果を掲載しておりますが、「これらの理由により、現時点においては、本養殖方法による、フグ肝について食品としての安全性が確保されていることを確認することはできないとの評価結果を取りまとめた」とコメントしております。

6 ページ、4 の「遺伝子組換え食品等関係」については、1 件報告されており、「ウィーン大学教授の発表を雑誌で読んだ」として、「遺伝子組換えトウモロコシの安全性を再度確認し、危険性があるなら認可を取り消す必要があると思う」という御意見がありました。

これに対しまして、「平成 20 年 11 月にオーストリア政府により公表された本動物試験結果は、当該遺伝子組換えトウモロコシの安全性に疑問を呈する内容であったことから、食品安全委員会では、平成 20 年 12 月に開催された遺伝子組換え食品等専門調査会において、本動物試験結果の内容について検討を行いました。その結果、現時点では明確な毒性が認められないと判断されました」とコメントしております。併せて厚生労働省や農林水産省からのコメントを記載しております。

7 ページ、5 の「新開発食品関係」については、体細胞クローン牛等に関連して9 件報告されております。

「消費者としては、本当に安心できる情報が不足しているために不安である」という御意見や、「今はまだ知られていない危険性があるかもしれないので、これで結論付けてしまうのではなく、引き続き安全性を調べてほしい」という御意見や、「マスメディアを利用し、もっと詳しく消費者に説明すべきだと思います。また、県・町村単位での食品の安全性に関する意見交換会を開催してほしい」という御意見、また、「科学的な安全性のみを誇張することなく、国民大衆が納得でき、精神的に安全・安心が得られるような配慮ある報道を望む」という御意見や、「クローンの子孫を食べた場合の生体への影響についてもしっかり検証していただきたい」という御意見がありました。

また、「原料にクローン牛・豚を使っている場合は、必ず表示するというルール作りも絶対をお願いします」という御意見や、「今後の食品表示の義務化は明確になっているのでしょうか」という御意見など、8ページの御意見も含め、表示に関する御意見がございました。

これらに対しまして、「平成21年2月24日に開催された新開発食品専門調査会において、評価結果（案）が取りまとめられ、平成21年3月12日の食品安全委員会の審議の結果、了承されたところです。現在、審議結果について広く国民の皆様から御意見・情報の募集を行うとともに、意見交換会を行うこととしております。その後、御意見・情報の募集等を踏まえ、必要に応じて更に審議を行った上で、最終的に評価結果が取りまとめられる予定です」とコメントしております。

9ページ、併せて厚生労働省や農林水産省からのコメントを表示にかかるものも含め掲載しております。

6の「食品衛生管理関係」については、12件報告されております。「事故米について、外国から輸入される米であっても、「常に安全である米」を消費者の前に出してほしい」という御意見があり、これに対しまして、農林水産省や厚生労働省からのコメントを掲載しております。

10ページ、輸入食品の安全性について、3件御意見がございました。

12ページ、「フグの調理の取扱い」について、3件御意見がありました。

13ページ、食品の回収情報について、また、店頭の商品裸売り規制について御意見がありました。

14ページ、生食用・加熱調理用カキについて、また、病院等に対する食品衛生の指導について御意見がありました。

これらに対しまして、厚生労働省からのコメントを掲載しております。

15ページ、7の「食品表示関係」については、6件報告されております。食品表示や食品偽装について4件報告されており、これらに対しまして、厚生労働省や農林水産省からのコメントを詳細に掲載しております。

17ページ、製造所固有記号制度について御意見があり、これに対しまして、厚生労働省からのコメントを掲載しております。

8の「その他」については、11件報告されております。「こんにやく入りゼリーの対応について、誤飲による窒息死から製品のリコールまで発展しているが、問題が誤飲にあることに立ち返り、誤飲防止の対策を採るべきである」という御意見や、一方、「警告表示

や弾力性などの改善を理由に、メーカーが販売を再開したが、行政は安全確保に向けて、消費者の視点で、規制対策に取り組むべきだ」という御意見や、18 ページ、「食品の安全性という点、期限表示や食品そのものの成分が人体へ及ぼす影響が主であるように感じますが、咀嚼や嚥下といった面からも注目していく必要がある」という御意見がありました。

これらに対しまして、「こんにゃく入りゼリーに対する窒息事故の再発防止については、現在、政府一体となった取組を進めており、食品安全委員会もこの枠組みにおいて、関係省庁と連携を取りながら対応しているところです。

また、こんにゃく入りゼリーに限らず、事故防止のためには、子どもや高齢者の摂食に関する注意喚起を行うことも重要です。

このため、食品安全委員会としても、ホームページにおいて、窒息事故を防ぐための情報提供を行っているところです」とコメントしております。また、併せて農林水産省からのコメントを掲載しております。

19 ページ、「食品の複合影響について、消費者は単品ではなく、複数の食品を毎日摂取しており、個々の食品のリスクが複合した場合に、人の健康に危害を及ぼさないのかどうかについても何らかの説明があればより一層容易に理解できる」という御意見がありました。

これに対しまして、「食品安全委員会では、食品添加物における複合影響への漠然とした不安が消費者の間に根強く存在することなどから、平成 18 年度に「食品添加物の複合影響に関する情報収集調査」を実施しました。

本調査の結果、「食品添加物の複合暴露による健康影響については、多数の添加物が使用されていても、実際に起こりうる可能性は極めて低く、現実的な問題ではなく、倫理的な可能性の推定にとどまるものである。直ちにリスク評価を行う必要のある事例も現時点でなく、個々の添加物として評価されている影響を超えた複合的な影響が顕著に出ている事例は見出されなかった。」とコメントしております。

20 ページ、「食の偽装表示事件が目白押しの中、食品安全委員会の対応があまり見えてこないのがさびしい。食品安全委員会として、今までの事件を私たち消費者に残る形にして、忘れられない事実であるという認識や工夫を国民全体に浸透するようにはしていただきたい」という御意見がありました。

これに対しまして、「食品安全委員会では、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価を実施し、その評価結果に基づき、厚生労働省や農林水産省のリスク管理機関が具体的にリスクを低減する措置や規制・指導などの施策を策定・実施するという役割分担になってお

ります。御意見をいただきましたが、上記の役割分担の下、厚生労働省及び農林水産省等において、食品衛生法や JAS 法に基づく対応がなされているところです。今後とも食品安全委員会はリスク評価機関としてリスク分析の枠組みの中で客観的かつ中立公正な立場から、その役割をしっかりと発揮していくことが重要であると考えています」とコメントしております。

また、「工場野菜」の今後の取扱いルールについて御意見があり、これに対しまして、農林水産省からのコメントを掲載しております。

21 ページ、食品検査機関の不正事件について御意見があり、これに対しまして、厚生労働省からのコメントを掲載しております。

22 ページ、このほか、食育に対する考え方などの御意見があり、これらについても関係行政機関に回付しております。

報告は、以上でございます。

◆見上委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ございましたら、よろしく申し上げます。

よろしいですか。それでは、外に議事はございますか。

◆大久保総務課長 特にございません。

◆見上委員長 ありがとうございます。これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第 278 回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、3 月 26 日（木曜日）14 時から開催を予定しておりますので、お知らせします。

また、来週 23 日（月曜日）13 時から新開発食品・添加物合同専門調査会が公開で、同日、14 時半から添加物専門調査会が公開で、24 日（火曜日）10 時から緊急時対応専門調査会が公開で、同日 14 時から農薬専門調査会総合評価第一部会が公開で、引き続き 15 時半から非公開で開催される予定となっております。

どうもありがとうございました。以上です。